

第1章

総則（貸金業法の目的と定義）



- ・本編では、貸金業法の目的、用語の定義を学習します
- ・用語の定義は、試験でも頻出の項目です
- ・用語の定義は、文章を丁寧に読むイメージで学習しましょう

1 目的（1）

貸金業法の目的は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することである（1）。

2 定義（2）

（1）貸金業（2Ⅰ）、貸金業者（2Ⅱ）、貸金業務（2ⅩⅨ）

ア 貸金業（2Ⅰ）

貸金業とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう（2Ⅰ）。

→ 貸付けに係る契約について業として保証を行うことは含まれない。

上記の業としてとは、反復継続して行う意思があることをいい、営利の目的を持って行うことではない。

ただし、以下のものを除く（2Ⅰ）。

- ① 国又は地方公共団体が行うもの
- ② 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- ③ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

- ④ 事業者がその従業者に対して行うもの
⑤ ①～④のほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの
上記の政令で定めるものとは、以下のものである（施行令1の2）
i 以下の団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）
a 国家公務員法108条の2もしくは地方公務員法52条の職員団体又は国会職員法18条の2の組合
b 労働組合法2条の労働組合
ii 以下の法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）
a 公益社団法人及び公益財団法人
b 私立学校法その他の特別の法律に基づき設立された法人
など

イ 貸金業者（2 II）

貸金業者とは、3条1項の登録（貸金業の登録）を受けた者をいう（2 II）。

ウ 貸金業務（2 XIX）

貸金業務とは、貸金業者が営む貸金業の業務をいう（2 XIX）。

（2）貸付けの契約（2 III）

貸付けの契約とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう（2 III）。

→ 資金需要者等の利益を損なうおそれが認められるものである必要はない。

（3）顧客等（2 IV）、債務者等（2 V）、資金需要者等（2 VI）

ア 顧客等（2 IV）

顧客等とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう（2 IV）。

イ 債務者等（2 V）

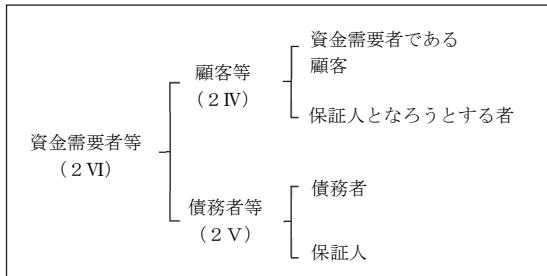
債務者等とは、債務者又は保証人をいう（2 V）。

→ 債務者であった者、保証人であった者は、含まれない。

ウ 資金需要者等（2 VI）

資金需要者等とは、顧客等又は債務者等をいう（2 VI）。

→ 資金需要者である顧客、保証人となろうとする者、債務者、保証人が含まれる。



(4) 極度方式基本契約（2 VII）、極度方式貸付け（2 VIII）、極度方式保証契約（2 IX）

ア 極度方式基本契約（2 VII）

極度方式基本契約とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう（2 VII）。



極度額とは
返済金額の上限のこと

イ 極度方式貸付け（2 VIII）

極度方式貸付けとは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう（2 VIII）。